

「基調報告」

瀬戸内海・九州の現状と課題

日本科学者会議 大分支部 二 宮 淳一郎

第6回瀬戸内シンポジウムは、第5回岡山集会を受けて初めて九州地区で開かれる。大分・宮崎・愛媛・福岡・山口各県支部で実行委員会を構成して準備をすすめてきたが、この間、九州自然を守る会連絡協議会・瀬戸内の環境を守る連絡会・瀬戸内海環境保全研究所の協力をえた。日本科学者会議瀬戸内委員会の主催するこのシンポジウムが1972年第1回を高松で開いて以来瀬戸内の環境を守る連絡会に結集する各地域の住民団体との密切な協力のもとに、瀬戸内の「開発」と公害の問題を一貫して追及し、科学的理論と実践の方向を確立してきた意義は極めて大きい。

九州地区は、その一部が瀬戸内に面するにすぎないが、沖縄県を含む九州8県はいずれを除外することなく、全地域にわたってはげしい自然と人間生活破壊の現実の前に立たされており、それが196・70年代を通じて強行されてきた政府・財界の開発政策に根源をもつということである。瀬戸内海およびその沿岸地域にみられる状況と軌を同じくするものである。瀬戸内シンポジウムが、瀬戸内海をめぐる諸問題の追及を基礎に、さらに九州をふくむ西日本全域にその具体的活動の範囲を拡大しようとしている意図はまさに正しく、九州地区における科学者運動と住民運動の前進のために画期的な契機となるものと信ずる。

特に第6回瀬戸内シンポジウムが大分の地で開かれる意味は深い。1964年新産都指定を受ける前後からの大分県政は、もっぱら大企業本位の政策を強行し、別府湾を大きく埋立て、その上に「鉄と石油」の一大工場地帯を設置した。そのため、土地・大気・海洋・河川すべてがいかじく破壊され、人間の健康と生活がひどく脅かされはじめた。農漁業の破壊、地場中小企業の破綻、さらに住民の健康被害、そしてこれらに反対するはげしい住民運動の抵抗をまったく無視して、大分県は新産都二期計画をさらに強行しようとしている。地域住民の健康を守り、未来を担う子どもたちにこの美しい自然を残さねばならないと、大分県民は二期計画8号地取消しを求めて法廷にその問題を持ちこんだのが1月12日である。

第6回瀬戸内シンポジウムが、いま九州・大分で開かれることは、その全国的意味からみても地域的意味からみても、きわめて時宜に適するものであって、その成功に期待するもの絶大である。

1 大分県における諸問題

大分県におけるもっとも重点的課題は、大分新産都二期計画の強行、とくに8号地計画をめぐる問題である。

大分・鶴崎臨海工業地帯は、別府湾内1,000 haの埋立て地に、第一期計画分として九州石油・九州電力・昭電石油化学コンビナート・新日鉄大分製鉄所の進出を許し、1969年より引続いて操業開始、「鉄と石油」のキャッチフレーズのもと「新産都の優等生」と持ち上げられる陰で、海を汚し大気をけがして漁業を破壊し人々の健康を蝕んできた。広大な埋立ては、別府湾の海流を変え、海岸を侵食し、かつてない赤潮の激増・広域化ではげしい漁業被害を出している。また大分市及び周辺住民は、気管・肺をすでにおかされ、工場群にかこまれた鶴崎地区三佐・家島の住民は被害のため集団移転を強制されている。大分県は、一期10年の経緯を自然と人間を守る立場に立って、なんら総括することなく強い住民の反対を無視して二期計画に突入しようとした。6号地——三菱重工・造船部門、昭電・九石、7号地——三井造船グループ、8号地——帝人・昭和石油の計画であった。しかし急激な経済変動のなかで、昭電・三菱が進出を断念または延期し、さらに漁民と地域住民の激しい反対運動は、ついに大分県知事をして8号地計画中断を決意させるところに追い込んだ。1973年5月のことであった。しかしながら、大分県政は財界などの強い突き上げの中で6・7号地埋立て工事を強行し、さらに本年に入って財特法など延長に名を借り、計画を中断したはずの8号地を、計画改定案のなかに盛り込み、あくまでも二期計画推進の構えを強めている。その姿勢は異状ともいえるほどに強い。

しかし、自然を愛し人間の生活を最高のものとする市民は座して禍いを待つものではない。漁民・住民一体となった反対運動は、労働者・市民を立ちあがらせて8号地阻止県民共闘会議がいちはやく結成され、逆にその支援を受けて、ついに8号地計画取消し訴訟に踏み切った。8号地阻止の闘いは長い。しかし今それは大きな転機に立っている。その闘いの経過と問題点が詳しく報告されるが、この第6回瀬戸内シンポジウムが、広範な支持と科学的な討論のなかで、的確な指針を与えられることを特に期待したい。

国の地域開発政策をまともに受けた大分県政は、新産都の強行のみならず、県下各地にわたっておびただしい問題を投げかけてきた。

県北・周防灘沿岸では、中津大新田埋立て、豊後高田・真玉地区干拓地の工業化がある。4市町村に産業開発促進協が作られ、地域の工業化を県・国に強く働きかけることを決議させている。新日鉄に追われ大分市中心からはるか国東半島の突端に移った大分空港の拡張問題、出光興産のLPG基地の別府湾杵築地区への進出計画、いずれもすぐれた藻場・漁場の破壊につながる計画が強引に推進されようとしている。

県南・豊後水道沿岸では、かつて風成闘争で画期的な勝利を収めた千代市日比海岸に、新産都臨海工業地帯への石灰輸送のための棧橋建設の動きがあり、佐伯湾のヘドロ処理、黒島・三ツ子島地区では浅海漁場開発のための埋立問題、さらに瀬戸内の汚染は豊後水道沿岸の津久見・蒲江まで及んで養殖ハマチへの被害発生など沿岸各所に問題は山積する。

住民の生活を無視した、まさに独占資本優先の県政は、沿岸部のみならず、その破壊の爪を内陸部に立てる。臨海工業地帯への唯一の供水源である大野川上流に矢田ダム建設計画がある。

これも県・国の指導のもとに関係市町村で建設促進協がつくられ、住民を包摂しようとしているが、現地住民・労働者の反対運動はきわめて根強く、全県民の支援を受けながら計画の進行をみごとに阻んでいる。地域の工業開発にかかわる水資源問題はきわめて深刻な影響をわれわれに投げかけるが、さらに臨海工業地帯に通ずる道路問題もまた深刻である。長崎を基点とする九州横断自動車道は、日田から湯布院を通り、別府市を抜けて大分に入る。騒音・排気の被害をさけ静穏権を守ろうとする市民運動が別府市で大きく盛り上がりつつある。高速道路計画には他に、北九州―大分―宮崎の東九州縦貫自動車道、熊本―大分―松山の中九州横断道がある。

自然と文化財の破壊もまた目をそむけさせる。かつて日本の美を誇った松も、マツクイムシに蝕まれて、大分県下1800haに拡大して被害九州一、九州の屋根といわれる祖母・傾山の150頭のニホンカモシカは、無様な原生林伐採・バー林道の造成でそのすみかを追われようとしている。

大分県下全域の自然と文化の破壊は、全瀬戸内、いな全日本的にみても極めて典型的でありもっとも残酷なものになろうとしているが、あくまでも自然と人間生活を豊かに守り抜こうとする地域住民の闘いは根強いものがあり、第6回瀬戸内シンポジウムが、具体的支援の体制と行動に直ちに取組まれることを期待する。

2 九州地方における「埋立てと地域社会」

九州自然を守る会連絡協は、第6回瀬戸内シンポジウムを機会に、九州8県の公害地図を作成した。「太陽と緑」を誇ったこの九州が、いかに集中的な攻勢をかけられているかが判然とする。

6年前、はげしい住民の抵抗の前にいったんは姿を消そうとした大隅開発計画が「緑」に閉まれた、活力があるしあわせな地域社会づくり！のスローガンのもと装いあらたに、三全総の先取りとして美しく豊かな志布志湾を埋立てようとしている。日産30万バレル、1000万キロリットルの世界最大の石油備蓄基地である。錦江湾岸隣入基地はその隣接海岸200万㎡をさらに埋立て、現在660万キロリットルの備蓄能力を倍加しようとしており、さらに屋久島・奄美大島・大浦町に石油備蓄・精製基地の計画がある。九州・山口に多い石油進出計画の中で、鹿児島県への異常な集中ぶりである。

長崎県諫早湾の南部地域総合開発計画は、1万haを締め切って、6000haの農地と3600haの淡水湖をつくらうとする。農業・都市用水の確保を標榜しながらも、実は工業用地・工業用水作りが真のねらいではないかと指摘されるものであり、有明海の広大な干潟にすむ貴重な動物保護の上からも非常に危険な計画であるといわねばならない。

熊本県水俣の水銀、福岡・熊本にまたがる大牟田・荒尾地区の重金属汚染、宮崎土呂久・松尾の砒素など直接に人間の健康を害しつつある公害問題は深刻である。

また、長崎県佐世保港の原子力船「むつ」問題は、いま新しい局面をむかえており、漁業の

みならず人間の生命そのものの安全に関わる問題として全県的な反対運動がもり上っている。佐賀・玄海、鹿児島・川内、徳島、種子島の原子力問題も同様である。

九州全域をのむ工業開発計画にとって、不可欠の水資源問題にからむ災害・生活破壊がある。果敢な反対闘争を踏みにじって強行された下笠・松原ダムは、住民の指摘したようにすでに地すべり・下流の渇水の害をつくりだしており、大分の矢田ダム、鹿児島・内浦、宮崎・一ツ瀬、熊本・川辺川など各地に河川の破壊、災害の重大な課題を投げかけている。

さらに全九州の主要工業地帯を結ぶ交通体系整備計画問題も大きい。前述の東九州縦貫自動車道、中九州横断道の他、九州縦貫自動車道は福岡・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島各県にまたがり、国鉄新幹線計画は九州全域をつつむ。その他九州背稜山脈を貫くスーパー林道計画も多くの問題を投げかける。また地方空港拡張の問題が宮崎・大分にある。いずれも主要な工業都市を結ぶ幹線交通網であり、各県とも重点施策の一つとして力点をおいており、そのために各地に騒音・振動・排気・自然破壊などの諸問題を惹起している。

九州地方における「開発」にともなう社会的・自然的諸問題は、さらに限りなく挙げられるが、いずれも政府・財界による「新全総」の延長として、また長期の不況克服策の一環として本年度中に策定されようとしている「三全総」の線に沿う大規模開発政策と密接に関連するものと考えねばならない。「三全総」の基本的な考え方は、巨大重化学工業基地を大規模な埋立てによって立地し、それに要する水・電気そして交通体系を一貫して確保しようとするものである。60年代に急速に開発をすすめた瀬戸内海に次いで、「三全総」では九州全域が新たな開発拠点として位置づけられようとしていると見らねばならない。

3 瀬戸内の諸問題

瀬戸内の環境を守る連絡会（瀬戸環連）は、瀬戸内海環境保全臨時措置法（瀬戸内法）の一応の時限を契機に、1975～1976年にわたって瀬戸内の破壊と汚染の総点検調査を実施し、その結果を瀬戸環連機関誌「瀬戸内海」第二号に発表した。その内容は、埋立てとそれに伴う破壊、水質・底質の汚染、油流出・海上交通事故、漁業問題と多岐にわたるものである。その中で次の諸点が明らかにされた。

Ⅰ 瀬戸内総面積1,710,786haの中、昭和40～48年まで計画中のものをふくめて、埋立て面積は2.8%。そのうち水深10m以下の浅海では実に1.3%が埋め立てられ、貴重な漁業資源の保全に大きな影響を与えている。

Ⅱ 海岸線についてみると、沿岸11県の自然海岸（陸域のみ）は、わずか32.3%に減少している。このことは自然景観をこわし、海浜の自浄作用を著しく低下させている。

Ⅲ 瀬戸内法施行後もなお埋立免許は1062件、574.4haに及び法に謳う瀬戸内海の保全に実効あるものか甚だ疑わしい結果となっている。

Ⅳ 水質に関しては、COD汚濁負荷量について、産業排水が生活排水の平均3.8倍、全負

荷量の79%を占めている。特に山口県では産業排水が生活排水の1.6倍、大分県では9倍に達する。これらの現状から各県とも上乗せ排水基準を設定したが、対象地域・工場、規制の方式、基準適用期日などで問題が多い。

Ⅴ 瀬戸内法施行後、公害企業が環境容量の余裕ある地域に拡散する傾向にあり、その結果、汚染度の高い海域の負荷は減ってはきたが、逆に汚染が未汚染海域に拡大しつつある。つまり瀬戸内法は確かに一定の効果を表わしたが、その効果は逆に汚染を定着させ、部分的には拡散さえしている可能性がある。

その他、油汚染、海上交通事故、漁業の動向などについて詳しい検討がされているが、総じていうならば、瀬戸内法の実施と昨年の自動延長は一定の成果をあげるのに有効ではあったがさらに瀬戸内の現状を科学的に把握し、それを荒廃から救うために国の総力をあけて努力する必要があると確認されたといえよう。

環境庁・瀬戸内海環境保全審議会は、昨年8月、瀬戸内法第3条に規定する基本計画の基本的な考え方を明らかにした。法は三年間の時限立法であり、その基本方針こそ直ちに策定されるべきであったものが、その時限のまさに切れようとするときに（法は2年間の自動延長とはなったものの）、ようやく基本的な考えが出来るほど間のびしたものであり、さらにその内容は残念ながら極めて抽象的なものでしかないことを指摘しなければならない。

われわれ日本人は、動物性たんぱく質の摂取でその51.4%を魚貝類にたよる、名実ともに魚食民族であり、その栄養を供給するのが漁業である。その意味で瀬戸内海が荷う役割ははかりしれないものがある。にも拘らず重化学工業優先の開発政策によって、沿岸の埋立てが大規模にすすめられ、産卵場・稚魚の生育漁場がつつぎに奪われ、工場・タンカーの排液によって漁場はひどく汚染された。深刻な漁業危機の最大の原因である。

瀬戸環連は、1973年1月「瀬戸内の環境を守る特別措置法制定に対する要請」行動を起し、同年10月瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定。1975年9月、第5回瀬戸内シンポジウムの討議を受けて「瀬戸内海環境保全基本計画の策定と必要な立法化」を政府・関係機関に強く要請し、さらに引きつづいて政府・国会への「美しく豊かな瀬戸内海をとりもどすために瀬戸内海環境保全基本計画の早急な策定と、瀬戸内海環境保全臨時措置法の抜本的改正を求める」請願署名運動を全国的に繰りひろげたのであった。それは、瀬戸内の環境を保全するために、真に実効性のある総合的で抜本的かつ民主的で科学的な回復策として12項目にわたる内容を掲げた画期的なものであった。ここに再録して記録にとめたい。

1. 瀬戸内海沿岸各地の開発計画、埋立計画及びそれらに基づく各事業計画を即時凍結し、瀬戸内の環境保全を最優先する原則から、全面的な埋立規制を行うこと。
2. 瀬戸内沿岸の公害型企業の工場・事業所などの新設を禁止すること。
3. 産業排水の排出基準を強化し、規制項目の追加、工業用水の閉鎖循環利用、総量規制の実施、生活排水の規制等を行うこと。

4. 海・河川の底質の環境基準を設定し、水質と底質の両面規制を強化すること。また海底汚染物質を除去し、第二次汚染を防止すること。
5. 瀬戸内臨海工業地帯の防災体制を強化すること。
6. 大型タンカーなどの危険物積載船舶の航行を規制し、機雷・毒ガス・砲弾などの危険物を除去し、沿岸の米軍及び自衛隊の基地弾薬庫を撤去すること。
7. 内海漁業の操業の安全を保障するため保護水域の設定、船舶航行の総合的規制を行なうこと。
8. 内海漁業の健全な発展をはかるための総合的施策を講ずること。
9. 国民の共有財産である自然海岸沿線を保護し、企業の所有地内にある海岸線を市民に解放すること。
10. 住民の立入調査権・異議申立権・措置請求権など住民参加の監視・測定体制をつくり、住民参加の審議・決定制度を保障し、民主的な公害行政を確立すること。
11. 本四連絡架橋の建設については、瀬戸内海に与える影響の重大性にかんがみ、現行の計画は「法を含めて再検討されること。
12. 瀬戸内沿岸に原子力発電所を絶対に設置しないこと。

以上の具体的な内容は、瀬戸内海の現状からみて原子力発電所・核燃料輸送、本四連絡架橋空港拡張、災害等々の諸問題について新しい観点を必要とするものがあるが、基本的諸問題はすべて網羅しているものと考えられる。

4 美しく豊かな瀬戸内をとりもどすために

瀬戸内海をはじめ、九州・四国・中国全域にわたって、海域・陸域を問わず自然と人間の正常な存在と発展を阻もうとする圧力が余りにも大きい。

1974年以降の経済不況と激動する政治情勢は、政府・財界の従前の開発理念を混乱に陥れ、予定された「三全総」の策定を大幅に遅らせた。しかし国土庁は1977年度内にそれを正式決定する方向で作業を詰めようとしている。最近まとめられた「骨格」にみると、基礎資源型産業を基本的産業構造として、「新全総」を受けつぎ、鉄の苦小牧・秋田、石油のむつ小川原・そして志布志の巨大開発が再びクローズアップされており、また総合交通ネットワークの柱としての新幹線・高速道路網の建設があげられるなど「新全総」の「列島改造」をはほそのまま再浮上させている特徴がみてとれる。

全面的にみてきた九州・瀬戸内の現状は、まさしく「新全総」から「三全総」へと指向する自然と人間の存在の論理を無視して強行され、されようとしている長期的な国土「開発」計画の一環とみらねばならない。

1975年秋、京都で開催された国際環境保全科学会議で、「瀬戸内海地域の問題」分科会の討議を受けて、全体会議の場で都留重人氏が画期的提案を行なった。それは、環境破壊から自然を守るため、瀬戸内海における大規模な埋立てなど汚染をもたらすすべての開発を三年間凍結し、その間に瀬戸内海の国際的・学際的な環境総合調査を実施しようというものであった。この提案は会議に参加した内外の科学者によって支持され、調査のための国際的なプロジェクトチームが組まれることになった。

自然の美しさと水産資源の宝庫である瀬戸内海を守るために、この科学者による徹底した現状把握のための調査と、回復のための総合的研究を心から歓迎し、その成果に期待するものであるが、そこに生き生活するわれわれ自身もまた、持てる力で事実を把握し、持てる力を合わせて瀬戸内を生きかえらせる行動を展開してゆかねばならないと考える。

瀬戸内海環境保全臨時措置法と公有水面埋立法など埋立てに関する現行法制の問題点を明らかにし、それらの抜本的な改正を求めてゆかねばならない。

過去の影響を調査しないままに、開発の免罪符にされている環境アセスメントを、真に民主的・科学的なものとしていくために、われわれ自身これに参加していく運動を起してゆかねばならない。

人権を守る運動にみられるように、海浜の企業による占用を許さず、渚をすべての人のものとして取りもどす運動をすすめる「海浜保全基本法」制定を要求していかねばならない。

これらすべての要求とそれを達成させる運動は、政府の大企業本位の政策を転換させる国民的なものであり、決して一地域・一市民のものでなく、瀬戸内海のみならず、すべての国土において、自然と人間とを美しく豊かに取りもどし、未来に向かってさらに発展を約束させる基礎となるものであろう。